

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案要
綱

第一 原子力損害の賠償に関する法律の一部改正

一 原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害の賠償の責任に関する特約及び求償権に関する特約については、書面によることとする。 (第三条第二項及び第五条第二項関係)

二 被害者に重大な過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができるとすること。 (第四条の二関係)

三 原子力事業者及びその従業員又はその遺族に対し災害補償給付を支給した者は、他に原子力損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき(当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。)は、その者に対して求償権を有することとする。 (第五条第一項及び附則第四条第二項関係)

四 原子力損害賠償責任保険契約の解除の制限

1 原子力損害賠償責任保険契約(以下「責任保険契約」という。)の保険者は、責任保険契約を解除

しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこととする。

(第九条の二第一項関係)

2 文部科学大臣は、1の規定による届出を受理したときは、その旨を当該責任保険契約の被保険者に通知しなければならないこととする。

(第九条の二第二項関係)

3 責任保険契約の解除は、文部科学大臣が当該解除に係る1の規定による届出を受理した日から起算して九十日の後に、将来に向かってその効力を生ずることとする。

(第九条の二第三項関係)

4 核燃料物質等の運搬に係る責任保険契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができないこととする。

(第九条の二第四項関係)

5 3及び4の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とすることとする。

(第九条の二第五項関係)

第二 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償補償契約については、政府は、当該核燃料物質等の運搬の開

始後その終了までの間においては、これを解除することができないこととする。 (第十六条関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。
(附則第一条関係)

二 所要の経過措置について規定すること。
(附則第二条関係)